

有田町「町章デザイン」募集要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、有田町及び西有田町が平成18年3月1日に合併して誕生する「有田町（ありたちょう）」（以下「新町」という。）の町章を制定するに当たり、新町の基本理念である「ひとが輝き 世界へはばたく 土と炎のまち 有田」にふさわしい町章のデザインを募集することを目的とする。

（募集要件）

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- （1）新町の基本理念である「ひとが輝き 世界へはばたく 土と炎のまち 有田」にふさわしい「町章」であること。
- （2）町旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- （3）背景の色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に諧調で表現すること）は不可とする。
- （4）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- （5）単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- （6）現在の有田町及び西有田町の町章は使用しないこと。
- （7）自作の未発表作品であること。

（募集方法）

第3条 募集方法は公募とする。

（周知方法）

第4条 新町の町章募集については、協議会だより、ホームページ、両町の広報誌等により周知を行う。

（応募方法等）

第5条 応募の方法、条件等は次のとおりとする。

- （1）応募資格は問わない。また、同一人の応募は何点でも可とする。
- （2）応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- （3）応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「職業又は学校名（学生の場合）」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載するものとする。
- （4）応募は持参又は封書による郵送とする。
- （5）応募先は、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）事務局、有田町役場企画情報課及び西有田町役場企画政策課とする。

（募集期間）

第6条 募集期間は平成17年7月13日から平成17年9月12日（郵送の場合必着とする。）までとする。

（選考方法）

第7条 応募された作品は、協議会の「町章デザイン」選考委員会において、5点を選考する。

(作品の決定)

第8条 選考委員会において選考した作品について、住民アンケートを実施して協議会において決定する。なお、住民アンケートの実施方法については協議会会長が別に定める。

(賞金)

第9条 応募された作品の中から、次の賞を決定し賞金を贈呈する。なお、賞金は受賞者が未成年者の場合、その保護者に代理授与する。

(1) 最優秀賞(採用作品) 1点 200,000円

(2) 優秀賞(採用作品を除く候補作品) 4点 各20,000円

2 表彰決定後に類似デザインがあるなど、募集要綱に合致しないことが明らかになった場合は、表彰を取り消す。

(採用作品の発表)

第10条 採用作品については決定次第、協議会だより及びホームページ等で発表し、入賞者に直接通知する。

(著作権等)

第11条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び新町に帰属する。

(2) 応募作品は返却しないものとする。

(3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合、又はモノクロで利用する場合がある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、新町の「町章デザイン」の選定に関し必要な事項については、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

有田町「町章デザイン」選考委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）は、「有田町」の町章について有田町「町章デザイン」募集要綱（第12回協議会決定）に基づいて応募された作品（以下「作品」という。）を審査し、町章の候補を選考するため、有田町「町章デザイン」選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、作品を審査し、採用候補作品として5点以内を選考し、協議会に報告するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、協議会の委員をもって構成する。

（アドバイザー）

第4条 協議会会長は、前条に規定する委員のほか、デザイン等に関し専門的な知識を有する者3名以内をアドバイザーとして指名し、委員とすることができる。

（役員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 役員は、委員会の委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の2分の1以上をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬等）

第8条 第3条に規定する委員の報酬等については、協議会委員等の費用弁償等に関する規程を準用する。

- 2 第4条に規定するアドバイザーに対する謝礼については、協議会会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(解散)

第10条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年 7月12日から施行する。

有田町「町章デザイン」選考委員会委員名簿（案）

区 分	委 員 氏 名	法 人 ・ 団 体 等 の 役 職 等	備 考
委 員	岩 永 正 太	西有田町長	西有田町
	篠原 啓一郎	有田町長	有 田 町
	田 代 正 昭	有田議会議長	〃
	岩 崎 賢 助	西有田議会議長	西有田町
	蒲 地 豊	有田町議会副議長	有 田 町
	諸 隈 英 博	西有田町議会副議長	西有田町
	江 崎 幹 夫	有田町助役	有 田 町
	林 進 美	西有田町助役	西有田町
	立 林 幸 一	有田町区長会会長	有 田 町
	川 内 雅 博	佐賀県陶磁器工業協同組合代表理事	
	今 村 安伊子	有田町消費者グループ会計監査	
	南 孝 典	陶都有田青年会議所専務理事	
	前 田 義 弘	西有田町区長会会長	西有田町
	嘉 村 泰 幸	西有田商工振興会会長	
	久保田 勉	西有田町農業委員会会長	
	佐 藤 利 枝	西有田町婦人会会長	
	黒 岩 春 地	佐賀県経営支援本部市町村課長	佐 賀 県
		町内デザイン関係有識者	学識経験者
		佐賀県立窯業大学校教諭	
		佐賀県立有田工業高等学校教諭	

有田町「町章デザイン」選定住民アンケート実施要領（案）

1 趣 旨

この要領は、平成18年3月1日に誕生する「有田町（ありたちょう）」（以下「新町」という。）の住民のみなさんに親しみを持っていただけるような町章デザインを別途選考された町章デザイン候補作品の中から決定するために、住民アンケートを実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 住民アンケートの対象となる町章デザイン候補作品

住民アンケートの対象となる町章デザイン候補作品は、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）の有田町「町章デザイン」選考委員会（以下「委員会」という。）が選定した候補作品5点以内とする。

3 新町町章デザインの決定

新町の町章デザインは、住民アンケートの結果を参考に、協議会において決定する。

4 住民アンケートの実施方法

- (1) 有田町及び西有田町（以下「2町」という。）の全世帯に配布する「西松浦地区合併協議会だより」に掲載する専用の「町章デザインアンケート用紙」に郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別及び電話番号を記入して、新町にふさわしいと思う町章を1点選び（2点以上を選んでいるものや候補以外を記載したもの等は無効とする。）、各地区で取りまとめて両町役場合併担当課（有田町役場企画情報課、西有田町役場企画政策課）へ提出いただく。また地区でのとりまとめではなく、各自で提出される場合は、2町の主要公共施設に備え付けの投票箱へ投函、又は郵送（各自で50円切手を貼付）していただく。

なお、投票箱を設置する2町の主要公共施設は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------|
| ・有田町役場 | ・西有田町タウンセンター |
| ・有田町生涯学習センター | ・西有田町公民館 |
| ・有田町歴史民俗資料館 | ・西有田町働く婦人の家 |
| ・有田町総合福祉保健センター | ・西有田共立病院 |
| ・有田館 | ・焱の博記念堂 |

- (2) 2町の~~全~~^{削除}小中学生に「専用アンケート用紙」（氏名（ふりがな）、学校名、学年等必要事項を記入すること。）を配布し、それぞれの小中学校に投票箱を設置して投函していただく。

5 住民アンケートの実施期間

実施期間は、住民のみなさんへの周知時から平成17年11月30日（水）までとし、郵送による場合は、締切日到着分までを有効とする。

- 6 住民アンケートの結果の公表
協議会だより、2町の広報及びホームページで発表する。
- 7 住民アンケート回答者に対する記念品
アンケート回答者の中から、抽選により40名に記念品として、図書カード（500円分）を贈呈する。なお、抽選は協議会委員で行い、図書カードの発送をもって当選者の発表に代えるものとする。
- 8 事務
住民アンケートの実施に係る事務は、協議会事務局において処理する。
- 9 その他
その他住民アンケートの実施に関し必要な事項については、協議会会長が別に定める。